

福井県長期ビジョン推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 福井県長期ビジョン および ふくい創生・人口減少対策戦略の策定に当たり、各界から幅広く意見を聴取するため、福井県長期ビジョン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、知事が就任を依頼した委員で構成する。

(所掌事項)

第3条 懇話会において、委員は次に掲げる事項について意見を述べることとする。

- (1) 福井県長期ビジョンに関すること
- (2) ふくい創生・人口減少対策戦略に関すること
- (3) その他、必要な事項に関すること

(座長)

第4条 懇話会には座長を置く。

- 2 座長は、懇話会を統括し、会議の進行にあたる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、地域戦略部未来戦略課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。